

坂井市行政改革の取り組み状況について

市民満足度の向上を目指し、合併後の「坂井市」の体制を整えるため、一次と二次の行政改革大綱及び実施計画を策定行う中、職員定数の適正化をはじめとし、事務事業の見直しなどの行政内部の改革や、市民協働の推進、民間活力の導入、歳入の確保対策などさまざまな取り組みを進めてきました。

《行政改革大綱の概要》

第一次行政改革（H19～H23）	第二次行政改革（H24～H28） 現在取組中
実施計画100項目 （坂井市100の改革）	実施計画119項目
目標 ① 市民満足度100%に向けて ② 最少経費、最大効果の実現 ③ 市民との協働によるまちづくり	基本方針 ① 上質な行政サービスの提供で市民満足度向上を目指します ② 経営感覚を意識した、効率的で効果的な行政経営を目指します
基本項目 ① 行政の担うべき役割の明確化 ② 市民との協働 ③ 人材育成と定員管理の適正化 ④ 効率的な組織運営 ⑤ 持続可能な財政運営	基本項目 ① 質の高いサービスの提供 ② 協働のまちづくり ③ 最適な行政運営の推進 ④ 持続可能な財政運営
実施計画である「坂井市100の改革」の実行を通して、健全な財政構造への転換、市民満足度の高いまちづくりを推し進めるため、事務事業の見直し、職員数の適正化、組織のスリム化など、制度や組織面での坂井市としての骨格の形成	事業や施設の整理統合など引き続き「量的改革」を図るとともに、職員の意識改革や市民協働・参画による、地域協働社会の充実で、サービスの質を高め、個々の満足度と結びついた「質的改革」の推進
効果額 58億6,900万円 （5年間）	効果額 12億 （H26年度末現在：3年間）

《主な取組内容》

人件費の抑制	民間活力の導入	公共施設の整理
<ul style="list-style-type: none"> 職員数の削減 H18：827人 H28：698人 △129人 任期付職員の採用 再任用職員制度の導入 	<ul style="list-style-type: none"> 保育所の民営化 (三国ひかり、わか、坂井松涛、春江ゆり) 指定管理者制度の導入 H20：40施設 H28：61施設 上下水道業務包括民間委託 	<ul style="list-style-type: none"> 庁舎空きスペースの有効活用 (丸岡庁舎：高棟公民館 春江庁舎：嶺北消防) 幼稚園・保育所の幼保一元化による放課後児童クラブの確保 保育所民営化による施設の整理
行政内部の改革	情報化の推進	その他
<ul style="list-style-type: none"> 本庁、総合支所の段階的見直し 事務事業評価の導入 職員の意識改革 自主研究、女性リーダー研修 人事評価制度の構築 	<ul style="list-style-type: none"> 電子申請手続の拡充 電子入札の導入 コンビニ収納の実施 インターネット公売の実施 インターネット広報 防災情報のメール発信 	<ul style="list-style-type: none"> 市税等の収納強化 未活用資産の積極的な売却 企業誘致による税収等の確保 受益者負担の適正化 省エネルギー対策 第三セクターの解散、再編

○ 取り組みによって生み出された財源の活用

必要性やニーズの高い施策・事業へ優先的・重点的に配分することで「市民満足度の向上」に継続的に取り組んできました。

- ・小中学校施設の耐震化など教育環境の向上
- ・不妊治療への助成、乳幼児医療費などの少子化、子育て対策
- ・防災無線の整備、防犯灯の整備補助、防災備品の整備補助など安全・安心対策
- ・人口減少・高齢化対策及び地域の活性化対策 など

○ 別紙資料

別紙資料1 第二次坂井市行政改革大綱（概要版・本編）

別紙資料2 第二次坂井市行政改革大綱実施計画取組みの状況

第二次坂井市行政改革大綱（概要版・本編）

第二次坂井市行政改革大綱（概要版）

基本方針

上質な行政サービスの提供で市民満足度向上を目指します。
経営感覚を意識した、効率的で効果的な行政経営を目指します。

【実施期間】平成24年度～平成28年度

【坂井市の状況】

市税の伸び悩みや交付税の削減による収入確保が困難

扶助費の増加や施設整備関係事業が山積

人口減少による少子・高齢化社会の到来

地域主権戦略大綱による地方分権時代の到来

住民ニーズの多様化・高度化によるサービスの対応

坂井市行政改革大綱（H19～H23）

合併により生じた事務の取り扱いの違いを統一・組織の効率化を推進。使用料や料金などの違いを統一・職員数の適正化などに重点

新たな改革

第二次坂井市行政改革大綱（H24～H28）

地方分権社会の到来により、市民との協働社会の進展・安全安心な社会の確立による市民満足度向上
公共施設マネジメント白書の推進・適正な職員数の見直しなどに重点

【基本項目】

1 質の高いサービスの提供	2 協働のまちづくり
(1) 市民満足度向上 (2) 職員の意識改革と活性化	(1) 市民協働・参画の推進 (2) 民間活力の導入
3 最適な行政運営の推進	4 持続可能な財政運営
(1) 効率的な組織体制の確立 (2) 職員の適正な配置	(1) 歳出の合理化 (2) 歳入の確保

【目標値】

項 目	平成22年度実績	平成28年度目標値
財政調整基金残高	16億5千万円	22億円以上 (標準財政規模の10%)
起債残高	316億円	中長期財政計画 (H24年度策定)
経常収支比率	86.4%	85%~90%
実質公債比率	14.4%	15%以下
定員の適正化	731人	670人 (△61人)

第二次坂井市行政改革大綱実施計画

坂井市行政改革大綱「100の改革」の最終年度の検証と5年間の総括を踏まえて、第二次行政改革大綱の基本項目に沿った事業の実施計画を作成し、着実な達成を目指します。

併せて、「公共施設マネジメント白書」で示した今後の公共施設のあり方・改善の方向性に沿った、実施計画を作成し、公共施設マネジメント白書の着実な実施を行います。

第二次坂井市行政改革大綱



平成24年4月
福井県坂井市

目 次

- I 策定の背景と基本方針
- II 行政改革の実施期間と推進体制
- III 行政改革大綱の体系
- IV 行政改革の基本項目
 - 1 質の高いサービスの提供
 - 2 協働のまちづくり
 - 3 最適な行政運営の推進
 - 4 持続可能な財政運営

資料

第二次坂井市行政改革大綱（案）策定経過
坂井市行政改革推進協議会委員名簿

1 背景

坂井市は、平成19年3月に制定した「坂井市行政改革大綱」に基づく「坂井市100の改革」の実行を通して、健全な財政構造への転換、市民満足度の高いまちづくりを推し進めるため、事務事業の見直し、職員数の適正化、組織のスリム化など、着実な改革の実現に努めてまいりました。ようやく、制度や組織の面では坂井市としての骨格が見え始めたところです。

一方、地方財政を取り巻く状況は、依然として厳しい状況にあり、坂井市においても、人口減少社会の到来、長引く景気低迷による税収の伸び悩み、少子高齢化の進行、社会情勢や価値観の変化に伴う市民ニーズの多様化・高度化などにより、依然として厳しい行財政運営が続いています。

また、平成22年の地域主権戦略大綱（H22.6.22閣議決定）により、地方への権限・財源の移譲が打ち出され、住民の身近な行政は地方自治体が総合的に広く担うという考えが示され、「公共」の守備範囲は拡大してきています。

2 基本方針

坂井市では、厳しい状況を乗り越えるため、事業や施設の整理統合など引き続き「量的改革」を図るとともに、職員の意識改革や市民協働・参画による、地域協働社会の充実で、サービスの質を高め、個々の満足感と結びついた「質的改革」を図ることが重要になっています。

これらを踏まえ、現行の坂井市行政改革大綱の取り組みを継承しながら、新たな行政改革大綱（「第二次坂井市行政改革大綱」）を策定し、計画的に行政改革に取り組むこととします。

「最小の経費で最大の効果を挙げる」という地方自治運営の基本原則のもと次の2つを基本方針とします。

- (1) 上質な行政サービスの提供で市民満足度向上を目指します。
- (2) 経営感覚を意識した、効率的で効果的な行政経営を目指します。

地域主権戦略大綱

「地域住民が自らの判断と責任で地域の諸課題に取り組めるようにする改革」と位置づけられ、国と地方が対等な立場で、地域の自主的判断を尊重しながら、効率的、効果的に推進していく方向を示しました。

II 行政改革の実施期間と推進体制

実施期間

平成24年度 ～ 平成28年度

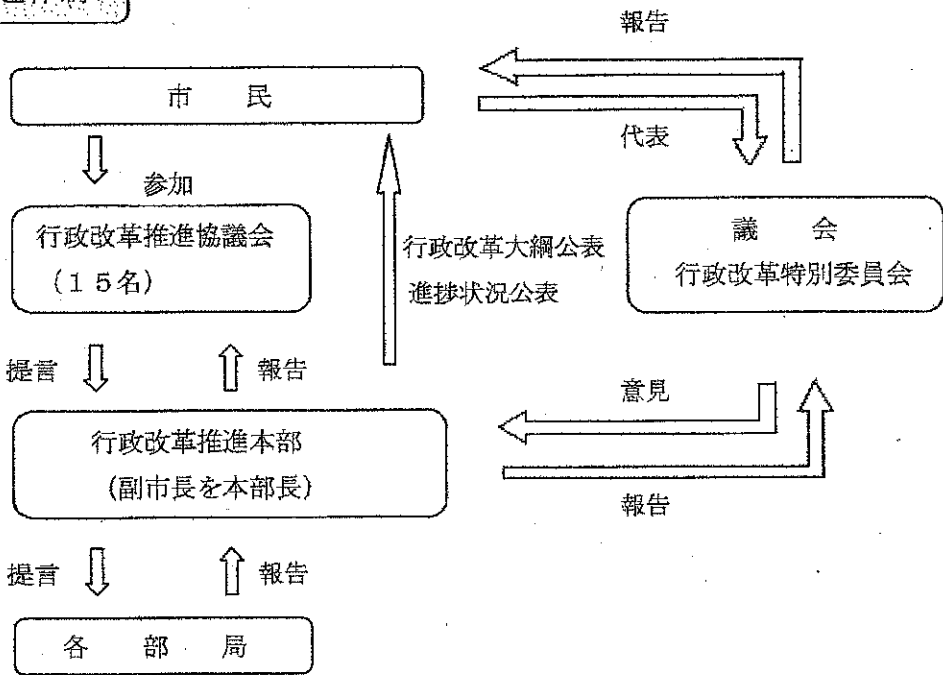
位置づけ

坂井市総合計画
「輝く未来へ・・・みんなで創る希望の都市」

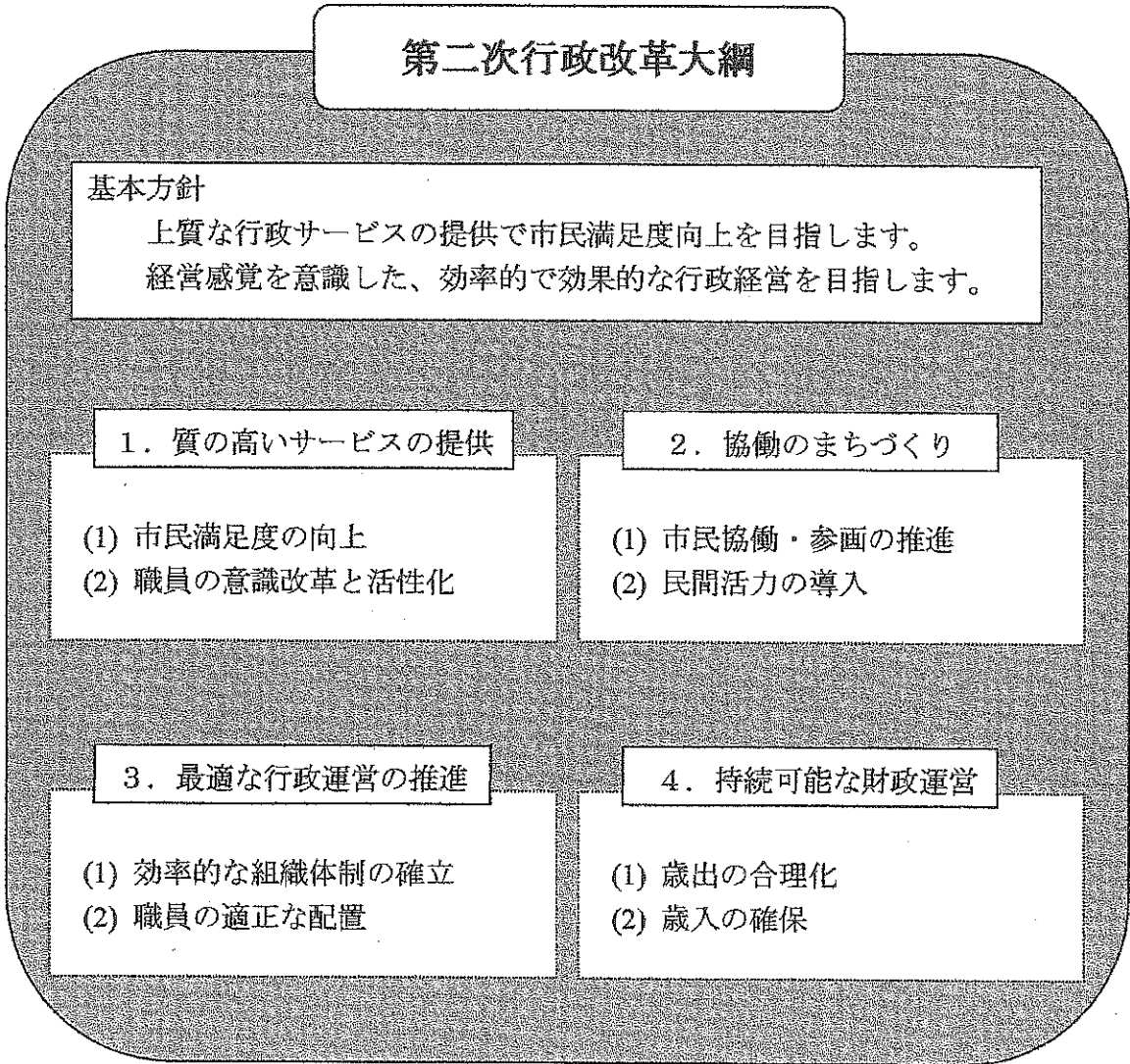
住民とともに育むまちづくり	美しい自然と共生するまちづくり
多様な都市活動を支えるまちづくり	誰もが笑顔で暮らせるまちづくり
地域の活力を創造するまちづくり	生涯を通じて学び・育つまちづくり
安全で快適な暮らしを支えるまちづくり	地域全体でもてなすまちづくり

8つのまちづくりの実現に向けて、行政改革の方向性を定めたもの。
総合計画と並行して実施します。

推進体制



実施計画として、4つの基本項目と基本項目ごとにそれぞれ2つの重点項目を定めました。



1 質の高いサービスの提供 (1) 市民満足度の向上

① 安全・安心なまちづくり

市民の安全を第一に、災害に対する体制整備を進めます。災害発生を想定した初動体制整備、防災無線や防災資機材、避難場所の整備を進めるとともに、市民や団体等を交えた防災訓練を通じて、実効性ある防災体制を作ります。また、防災マップの配布など各種情報の提供により、安心して暮らせるまちづくりを目指します。

② 事務移譲

地域主権戦略大綱（H22.6.22）による国からの権限委譲、及び県からの事務移譲が見込まれる中、市民の利便性の向上につながるものは、身近なサービスの窓口として、スムーズな移行に努めます。

③ 行政評価制度の確立

PDCA サイクルによる、行政評価制度を予算編成まで体系づけて管理していくことで、市民ニーズを施策に反映させる制度として確立します。

市民ニーズについては、市長との懇談会や市民アンケートを通して的確に把握するとともに、行政評価の基本となる事務事業について、「市民ニーズにサービスが合致しているか（有効性）」「サービスの提供方法やコストに改善の余地はないか（効率性）」などの継続的見直しにより市民の満足度向上を目指します。

PDCA サイクル

Plan(計画)—Do(実施)—Check(評価)—Action(改善行動)のサイクルを行政活動に取り入れることで、継続した業務改善につなげます。

1 質の高いサービスの提供

(2) 職員の意識改革と活性化

① 職員の意識改革

変化する社会情勢の中で、市民主体の積極的な行政体制に転換して行くには、職員一人ひとりの能力向上が不可欠です。人材育成は、能力開発のための研修プログラムを充実するだけでなく、職員一人ひとりの自覚が必要であり、自己成長を支援することが重要な課題となります。このことは、組織における最重要課題の一つとして、全庁的に取り組んでいく必要があります。

行政サービスの質の向上を目指すために、職員の意識・意欲に重点を置き、多様な市民ニーズに応えられるよう職員の意識改革と職場の活性化に取り組みます。

ア 自らも地域で暮らす一員であるという意識を持ちながら、市民の目線に立って物事を考えます。

- ・全ての職員が広く地域の課題を認識してそれに対応出来る職員の育成が必要です。市民活動の場への参加を積極的に推進し、迅速な対応を目指します。

イ コスト意識を徹底し、費用の節減や収入の確保に努めるなど、経営感覚を持って事業を実施します。

- ・行政評価によるPDCAサイクルを通して、職員一人ひとりが成果目標を設定するとともに、自らが評価することで課題を認識し、費用対効果を明確にします。
- ・事務事業の課題を認識することにより、仕事のムダをなくし、勤務の効率化を図ります。

ウ 旧態依然の考え方にとらわれることなく、広い視野とチャレンジ精神を持って、事業を実施します。

- ・個性や多様性を認め合いながら常に情報収集し、活力ある職場環境づくりに取り組みます。

② 人事評価

人事評価制度を人材育成につなげるため、平成22年度から試行的に導入した人事評価制度に随時修正を加えながら、全面実施を目指します。

評価者と被評価者の面談によるコミュニケーションツールとしての役割を重視し、意思疎通を通して、個人の目標の明確化と認識の共有を図ります。

また、適正な評価、処遇を通して、職員の自発的な取り組みを促進します。

2 協働のまちづくり
 (1) 市民協働・参画の推進

① 市民協働の基盤

地方分権社会への動きが活発になる中で、急激な社会情勢の変化に対応するには、市民にとって身近な地方自治体を中心となり、市民の負担と選択による総合的な行政サービスを提供できる社会に転換していく必要があります。

まちづくり基本条例の制定により基本的な原則を定め、行政と市民が互いに協力し合い「自分たちのことは自分たちで（自助）」、「自分たちで出来ないことは地域や仲間で（共助）」、「自分たちや地域、仲間、あるいは民間の力では解決できないことは公共で（公助）」により、市民協働・参画を推進します。

ア 地方分権を推進するため、市民が担った方が効果的なものは市民に委ね、市民と行政が役割分担しながら、サービスの多様化、高度化に柔軟に対応できる体制づくりを進めます。

イ 地域住民が自らの判断と責任において地域の課題に取り組むためには、多くの市民がまちづくりに対して関心を持つことが重要です。地域住民が市民活動に気軽に参加出来る環境づくりと、まちづくり人材の育成を図ります。

ウ まちづくり協議会を、地域協働の中心と位置づけ、公民館を拠点としたまちづくりを進めます。

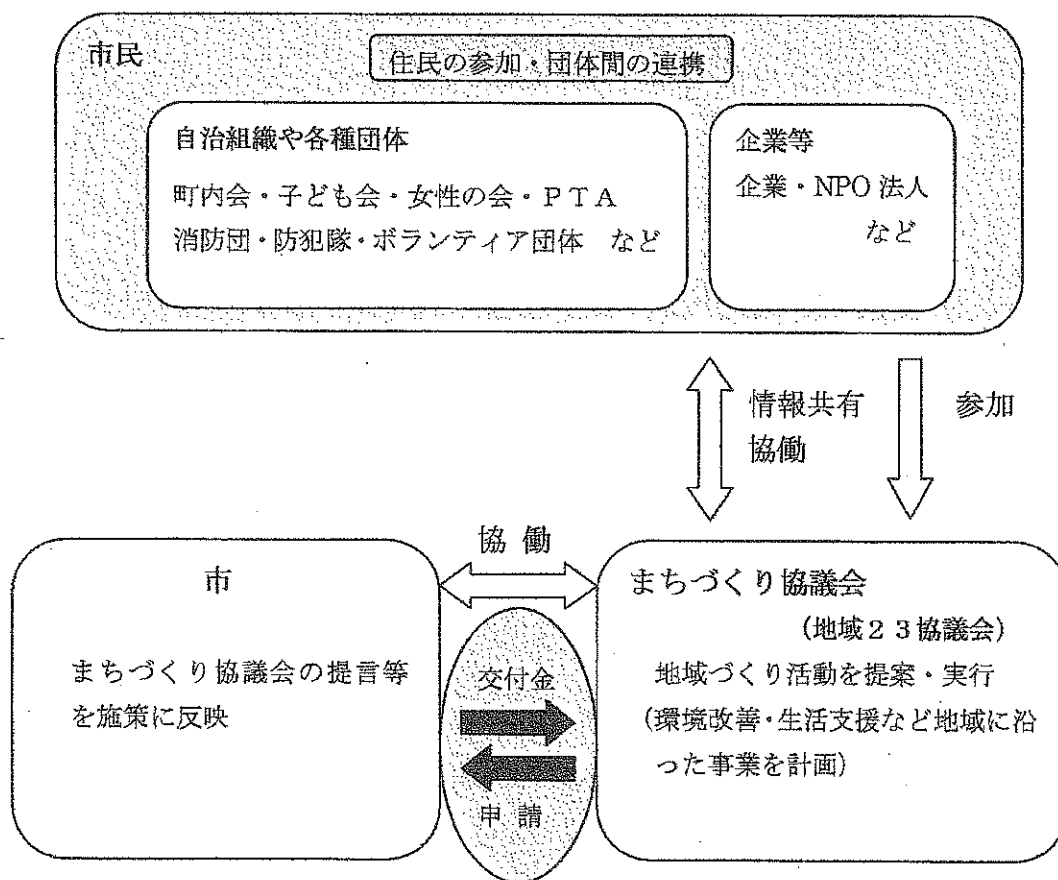
<協働のイメージ>

市民		協働の領域			市
市民が自主的に行う。 (自治会の活動)	市民主体で行政が協力する。 (後援・補助)	行政と市民が連携、協力して行う。 (共催・協力)	市が主体で市民が参加、協力する。 (計画への参画)	行政の責任で行う。 (各種公共事業・許認可等)	

② 地域活動の発展

地域協働社会の充実には、「行政が市民に何をするかではなく、市民が地域のために何が出来るか」が重要です。市民自らが工夫しそれを実行する財源として、まちづくり事業交付金を活用した体制づくりを進めます。

<まちづくり事業交付金>



2 協働のまちづくり (2) 民間活力の導入

① 民間活力の導入

子育てや介護の問題など、公共が担う守備範囲は拡大し、一律のサービスの提供では対応出来なくなっています。民間のノウハウを活用し、よりよいサービスを提供するため、「民間にできることは民間で」を基本に、行政運営の見直しを行います。

[民間活力の導入方法]

ア 業務委託

市が行政責任を果たす上で、必要な監督権限を保留した上で、市が行う事務事業の一部（全部）を民間企業や外部団体に委託します。

イ 指定管理者制度

公の施設の管理について、市の指定を受けた法人や団体が委託を受けて施設の管理を行います。

ウ 民営化

市が行っている事務事業の全部（一部）の実施主体を民間に移行します。

エ 施設移譲

公民館など、地域に根ざした施設等について、その地域や公共的団体が運営した方が、効率的で効果的な場合などに施設を移譲します。

公の施設

市民福祉の増進の目的をもって、市民の利用に供するために地方公共団体が設置した施設。

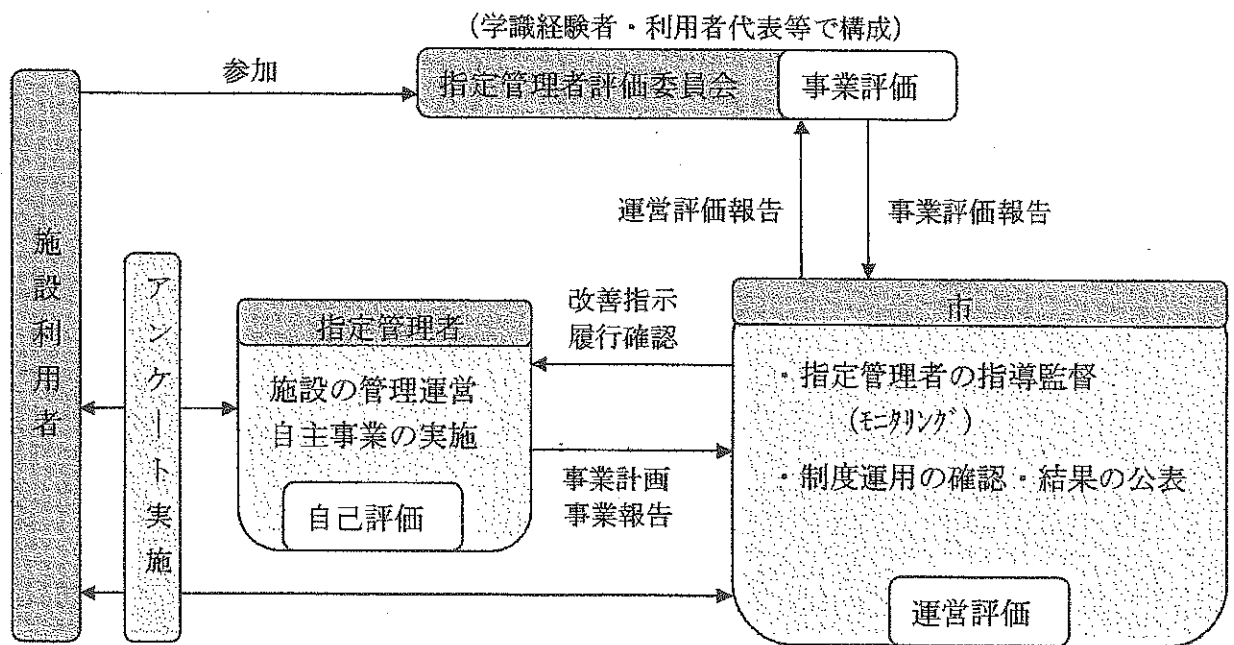
- ・ 体育施設（体育館・プールなど）・教育文化施設（図書館・公民館など）
- ・ 社会福祉施設（児童福祉施設・保育園など）・公営企業（病院・水道など）
- ・ その他（公園・市営住宅など）

② 指定管理者による適正な管理運営

指定管理者制度については、H23年4月現在、57施設に導入しました。第二次行政改革大綱では、導入した施設について、サービスの質やコストの妥当性など利用者の満足度について、モニタリング（調査、確認等）を実施すると共に、継続的な業務改善と民間のノウハウを活かした自主事業などの展開によりサービスの質の向上を図ります。

また、指定管理者の施設運営状況の公表を通して、透明性の確保に努めます。

<指定管理者 モニタリング制度>



3 最適な行政運営の推進

(1) 効率的な組織体制の確立

① 組織の見直し

合併後、組織改革により本庁と総合支所のあり方を見直し、市民の窓口サービスや相談サービス機能など地域に密着するものは、支所で継続し、統一して進める分野は、本庁に機能を集約し、継続的に取り組んで来ました。

社会情勢の変化や厳しい財政状況などから、スクラップ アンド ビルドの徹底により、継続して組織改革に取り組む必要があります。

また、平成28年3月31日で設置期限を迎える地域自治区については、期間中の社会情勢の変化や地域のニーズを把握しながらそのあり方について検討します。

ア 経済情勢の変化による、新たな政策に的確に対応出来る、組織づくりを進めます。

イ 本庁と支所の役割分担を明確にし、市民に分かりやすい効率的な組織づくりを進めます。

ウ 複数の業務を互いに補完し合い、職員の流動化を高められるよう、弾力ある体制づくりを進めます。

スクラップ アンド ビルド

時代に合わなくなった制度や組織を時代の要請に応えられるよう再構築すること。新しい事業・施策を展開するに当たっては、その前提として既存の事業・施策の廃止、見直しを行い行政の肥大化を防ごうとする方式。

② 公共施設の見直し

坂井市は、合併により類似施設を複数所有することになりました。その多くは老朽化が進んでおり、毎年増加する維持管理経費は大きな財政負担の要因となっています。

平成23年度作成の「公共施設マネジメント白書」では、耐震化や大規模改修など充実させる施設と、統廃合などにより縮小させる施設を明確にします。また、優先順位を付けながら、施設の見直しを計画的に実施します。

[マネジメント白書による方向性]

ア 統廃合

設置目的や同じ機能を持つ施設について、立地状況や利用率等を勘案し、統廃合を進めます。また、幼保一元化など市民ニーズに対応出来るよう、効率的な統廃合を進めます。

イ 複合化・多機能化

設置目的が異なる施設でも、利用可能な空きスペースの活用により、施設の複合化・多機能化を進めます。

ウ 廃止・転用

設置目的が達成された施設、設置意義が薄れた施設、民間施設と競合する施設について、利用率等を勘案し、廃止又は転用を進めます。

エ 民営化

民間のノウハウを活かせるものについては、施設貸与や管理運営委託などにより民営化を進めます。

オ 移譲

地域、団体など実質利用者が限定される施設となっているものについて、利用実態などを勘案し、施設移譲を進めます。

3 最適な行政運営の推進
 (2) 職員の適正な配置

① 職員の適正な配置

坂井市は、これまで、行政組織の再編や指定管理者制度の導入などにより、組織改革に努めてきました。今後は、市民サービスと事務量、職員数のバランスを取りながら適正な人員配置に努めます。

ア 組織や事務事業の継続的な見直しにより業務量に応じた適正な職員数の配置に努めます。

イ 人事評価制度の導入により、個人の適性を活かした、適材適所の配置に努めます。

② 定員の適正化

第一次定員適正化計画では、合併を踏まえ、平成18年度827人から平成27年度までに類似団体の平均600人まで適正化する計画とし、現在までに96人の削減を行いました。

今後は、大きな組織の再編がほぼ終了したことや、多様化するニーズに対応するため一定の職員の確保が必要なことから、第二次定員適正化計画では、幼保部門の民営化を中心に、平成28年度の適正数を670人とし、今後5年間で61人の削減に取り組みます。

(各年4月1日現在：人)

区 分		H23	H24	H25	H26	H27	H28
一 般 会 計	退 職	31	18	34	31	52	
	採 用		17	14	25	23	26
	職員数	731	717	713	704	696	670

4 持続可能な財政運営 (1) 歳出の合理化

依然厳しい財政状況が続く中で、多様化する行政課題に的確に対応し、健全な財政運営を行うために、歳出の削減・合理化が不可欠となります。

安定的な財政運営を継続するためには、引き続き財政の健全化に努めることが重要です。そのため、財政健全化計画を毎年度検証し、実効性のある計画とします。

[歳出合理化の方策]

- ア 公共施設の統廃合を含めた整理を行うとともに、補助金については、交付が長期化、固定化することを避けるため、3年を目途に見直します。
- イ 民営化の推進や職員適正化計画を確実に実施し、職員数の適正化による人件費削減に努めるとともに、経済情勢や県の動向を踏まえ、適正な給与水準を維持します。
- ウ 投資的経費については、事業を取捨選択し、計画的に実施します。
- エ 特別会計については、自立性を高め、一般会計からの繰入れ金の削減を図ります。
- オ 公営企業会計については、独立採算制の原則が適用されることにより、合理的・能率的な経営に努めます。

投資的経費

歳出の性質別分類のうち、道路、橋梁、公園、学校の建設等社会資本の整備に要するものであり、支出の効果がストックとして将来に残るものに支出される経費です。

特別会計

特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に、その経理を明確にするため、法律や条例に基づいて設置しているものです。

(国民健康保険特別会計・老人保健特別会計・後期高齢者医療特別会計)

公営企業会計

企業的色彩の強い事業を行う場合に、地方公営企業法の規定の全部又は一部の適用を受けて設置する特別の会計で、一般会計などとは異なり企業会計の方式によって経営しています。

(病院会計・水道事業会計・公共下水道事業会計・農業集落排水事業会計)

4 持続可能な財政運営 (2) 歳入の確保

継続して市民ニーズに応えるには、安定した収入の確保が必要です。市税の減少や交付税の合併に関する財政支援制度が終了する中で、税収を確保するために、新規事業の育成や産業の活性化を図り、定住人口の増加を目指します。

[歳入確保の方策]

ア 受益者負担の適正化の観点から、受益と負担の基本方針を明確にして、受益を受ける者に対し、サービスの質・量、トータルコストを考慮し、適正な受益者負担を求めます。

イ 市税については、「税負担の公平性の確保」の観点から、滞納となっている市税を徴収するため、積極的に自力執行権（滞納処分）の行使をすることによって、市税徴収率の向上を図ります。

市税以外の歳入については、それぞれの債権種別に応じた徴収対策を強化することによって、収納率の向上を図ります。また、コンビニ収納やクレジット収納など、新たな納付方法を拡大することによって、市民の納付機会の拡充に努めます。

ウ 未活用となっている市遊休地については、貸与、売却処分等を推進し、財産収入の確保に努めます。

エ 広告収入などの確保と、新たな収入の検討を行います。

オ 市民自ら市政運営に参加するという観点から、坂井市寄附市民参画制度の普及を図ります。

カ 新規事業への補助制度の充実により、産業の活性化による自主財源の確保を目指します。

坂井市寄附市民参画制度

市民自らが望む政策メニューに対して、寄附を通じて、市政に参加する仕組みです。

【持続可能な財政運営のための目標値】

第二次行政改革大綱では、将来に亘り「持続可能な財政運営」ができることを前提に、「基金残高」「起債残高」「経常収支比率」「実質公債費比率」という4つの財政指標の目標値を設定します。

主な指標	H17年度 決算の数値	H22 決算数値	H23 目標値	H28 目標値
<u>財政調整基金</u> の 年度末残高	17億6千万円	16億5千万円	※1 標準財政規模の5% (10億円) 以上	標準財政規模の10% (22億円) 以上
起債残高 (一般会計)	295億円	316億円	295億円以下	※4
<u>経常収支比率</u>	90.9%	86.4%	85~90%	85~90%
<u>実質公債費比率</u>	※2 8.9%	14.4%	※3 18%以下	15%以下

※ 1 標準的状况で通常収入されるであろう一般財源の規模

H22 標準財政規模 22,091,708千円

※ 2 平成17年度の数値は、起債制限比率(平成19年度から実質公債費比率を使用)

※ 3 地方債の発行に国の許可が必要となる基準である18%を設定

※ 4 平成24年度 坂井市総合計画後期基本計画に基づいた、中長期財政計画の作成により適正な起債残高管理を行います。

財政調整基金

年度間の財源の不均衡を調整するための基金で、長期的な視野に立って財政運営を行うための基金です。

経常収支比率

一般財源(市税・交付税など)が経常経費(人件費・公債費・扶助費など)にどの程度費やされているかを示す割合です。財政構造の弾力性を判断する指標として、比率が低いほど弾力性が大きいことを示します。

実質公債費比率

公営企業や特別会計も含めた、実質的な公債費を表すもので、3年間の平均です。

公債費による財政負担の度合いを判断する指標として用いられます。

起債制限比率は一般会計のみの数値

第二次坂井市行政改革推進大綱（案）策定経過

[坂井市行政改革推進協議会]

	協議内容	開催日
第1回	委嘱式 行政改革の取り組み状況 坂井市の現状	平成22年9月30日
第2回	行政改革の方向性 100の改革取り組み状況	平成22年12月20日
公共施設 勉強会	公共施設のあり方について 勉強会、意見交換会	平成23年2月22日 23日
第3回	坂井市の現状 第二次行政改革大綱基本項目 （案）について	平成23年5月25日
第4回	最適な行政運営の推進 協働のまちづくり	平成23年7月6日
第5回	質の高いサービスの提供 持続可能な財政運営	平成23年8月4日
第6回	第二次行政改革大綱（案）検討 行政改革の取り組み状況 H22年度決算の状況	平成23年9月22日
第7回	第二次行政改革大綱（案）検討 職員適正化計画 公共施設のあり方	平成23年10月31日
第8回	第二次行政改革大綱（案）検討 財政指標目標値 最終確認、答申	平成23年11月28日
第9回	第二次坂井市行政改革大綱 パブリックコメント結果 実施計画について	平成24年 3月27日

坂井市行政改革推進協議会委員名簿

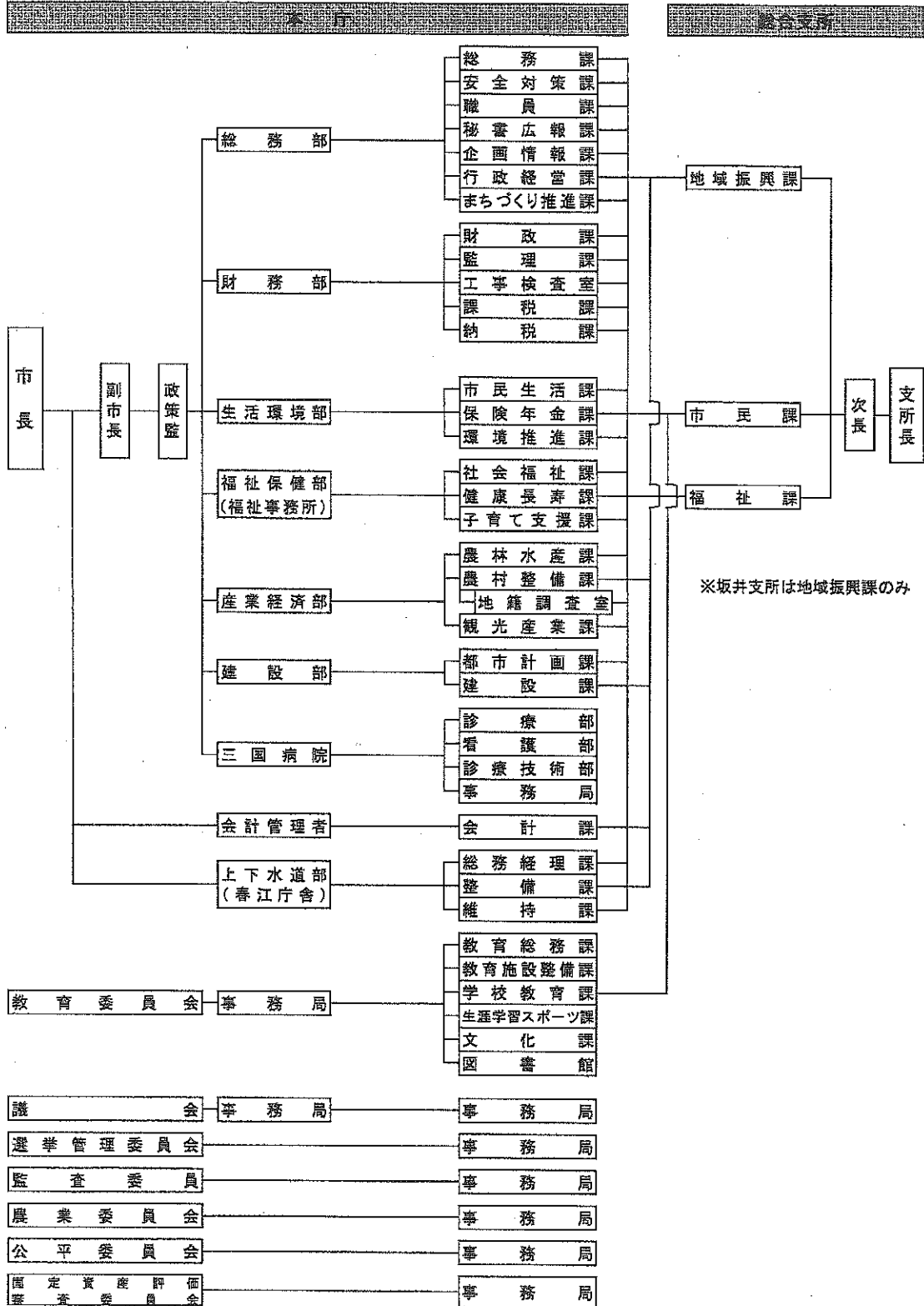
	氏 名	備 考
会 長	廣瀬 弘毅	福井県立大学 経済学部准教授
委 員	田崎 健治	さかいケーブルテレビ(株) 代表取締役社長
委 員	八十島 一司	三国地域協議会 推薦
委 員	宮越 幸夫	丸岡地域協議会 推薦
委 員	高倉 茂樹	春江地域協議会 推薦
委 員	多田 文和	坂井地域協議会 推薦
委 員	野田 美智子	さかい男女共同参画ネットワーク 推薦
委 員	白崎 正之	J A花咲ふくい 常務取締役
委 員	後藤 寿和	坂井市商工会 推薦
委 員	瀬野 友伸	丸岡青年会議所 推薦
委 員	北山 佳代	坂井市観光連盟 推薦
委 員	長谷川 和美	坂井市PTA連合会 推薦
委 員	定池 りゆ子	公募 (~H23.8.9)
委 員	石田 善行	公募
委 員	内田 正義	坂井市社会福祉協議会 推薦 (H23.4.1~)
委 員	黒川 律子	坂井市社会福祉協議会 推薦 (~H23.3.31)

委員任期 (H22.9.30~H24.3.31)

第二次坂井市行政改革大綱 資料編

1. 坂井市の組織

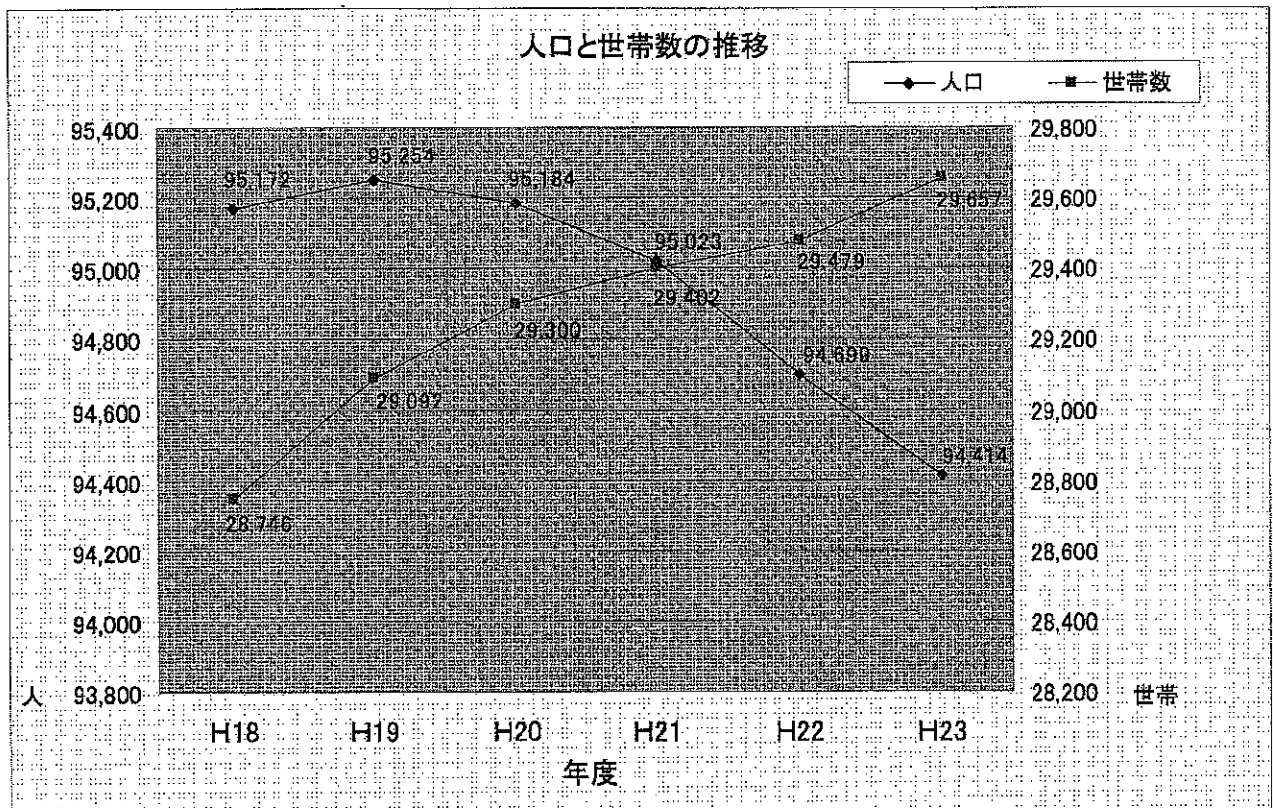
(H24.4.1)



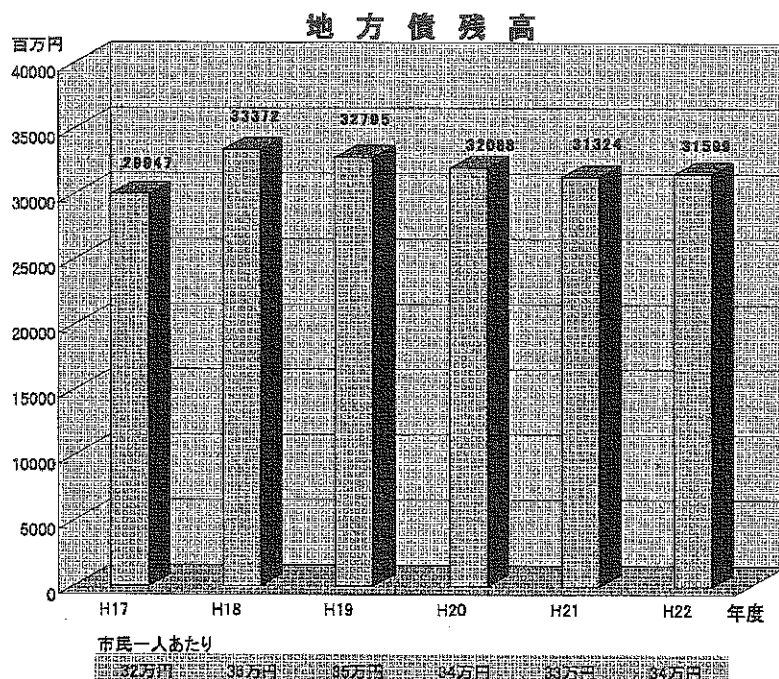
2. 坂井市の人口と世帯数

毎年4月1日（住民基本台帳）（人）

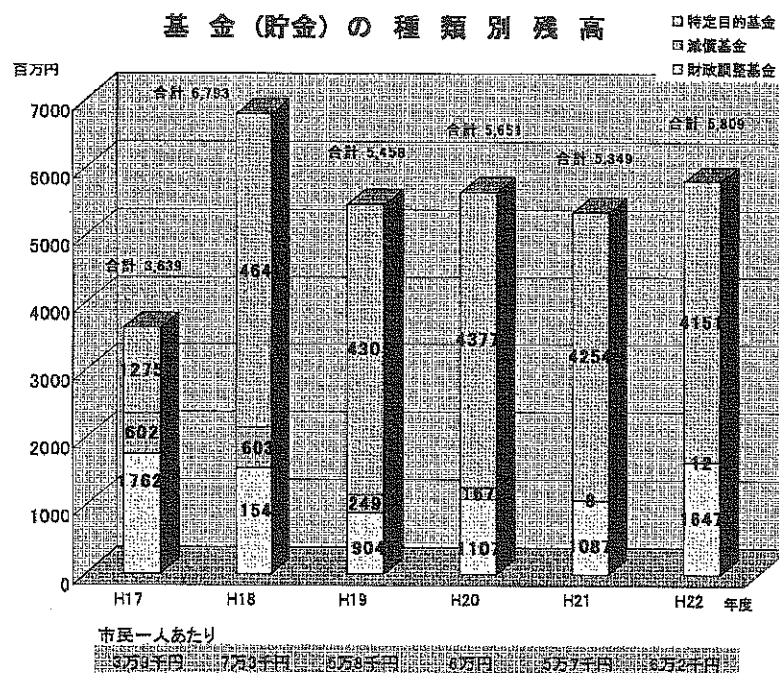
	平成18年			平成19年			平成20年			平成21年			平成22年			平成23年		
	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計
合計	46,075	49,097	95,172	46,121	49,133	95,254	46,152	49,032	95,184	46,129	48,894	95,023	45,936	48,753	94,689	45,729	48,685	94,414
世帯数			28,746			29,092			29,300			29,402			29,479			29,657
二丁目	11,409	12,287	23,706	11,310	12,214	23,524	11,214	12,107	23,321	11,144	12,015	23,159	11,053	11,936	22,989	10,940	11,854	22,794
世帯数			7,398			7,399			7,411			7,436			7,471			7,462
大塚町	16,178	17,156	33,334	16,217	17,182	33,399	16,263	17,149	33,412	16,245	17,114	33,359	16,203	17,078	33,281	16,126	17,053	33,179
世帯数			10,135			10,254			10,323			10,407			10,444			10,483
東山町	12,046	12,563	24,609	12,161	12,571	24,732	12,257	12,759	25,016	12,319	12,768	25,087	12,246	12,783	25,029	12,235	12,818	25,053
世帯数			7,556			7,738			7,867			7,855			7,837			7,955
坂井町	6,442	7,081	13,523	6,433	7,066	13,499	6,418	7,017	13,435	6,421	6,997	13,418	6,424	6,966	13,390	6,428	6,960	13,388
世帯数			3,657			3,701			3,699			3,704			3,727			3,757



3. 地方債残高（市民一人当たり）

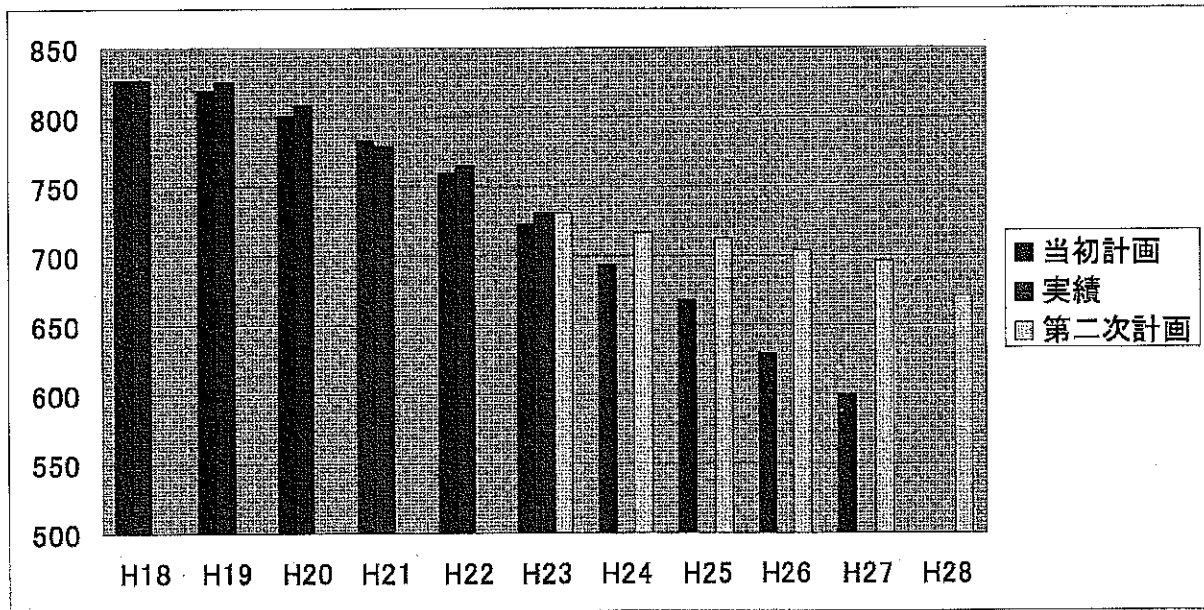


4. 基金（貯金の残高）

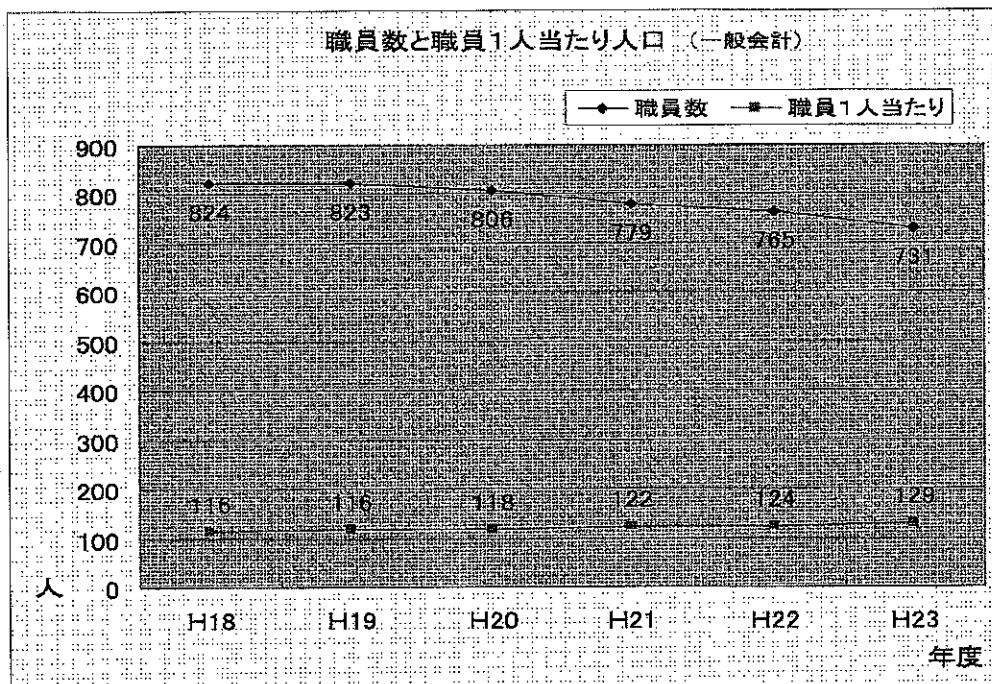


5. 第二次職員適正化計画（H24年度～H28年度）

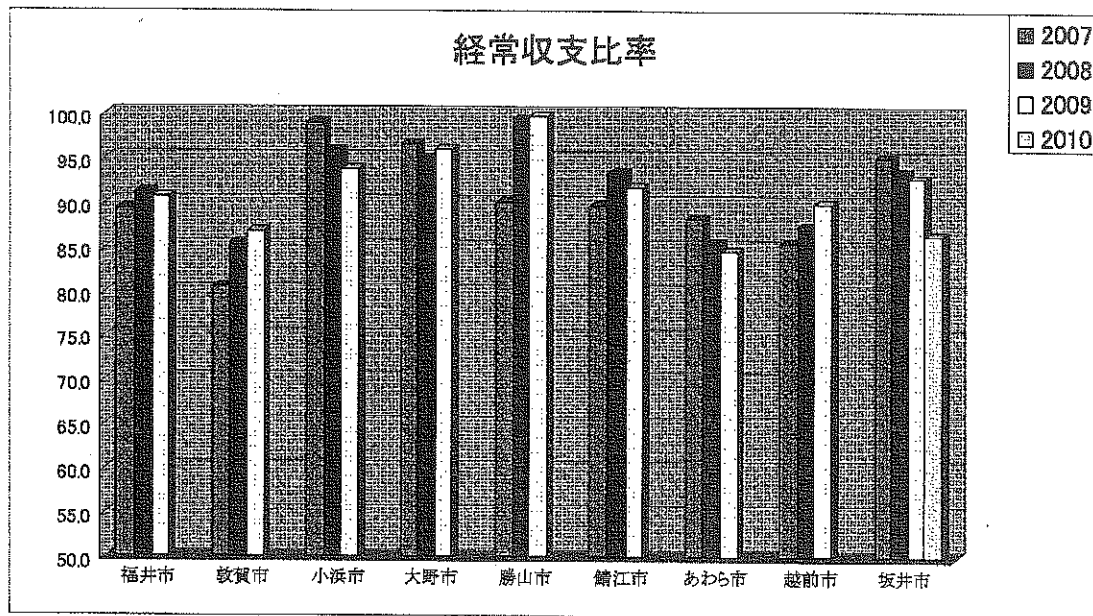
	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
当初計画	827	819	801	783	760	723	694	668	630	600	
実績	827	826	809	779	765	731	0	0	0	0	0
第二次計画	0	0	0	0	0	731	717	713	704	696	670



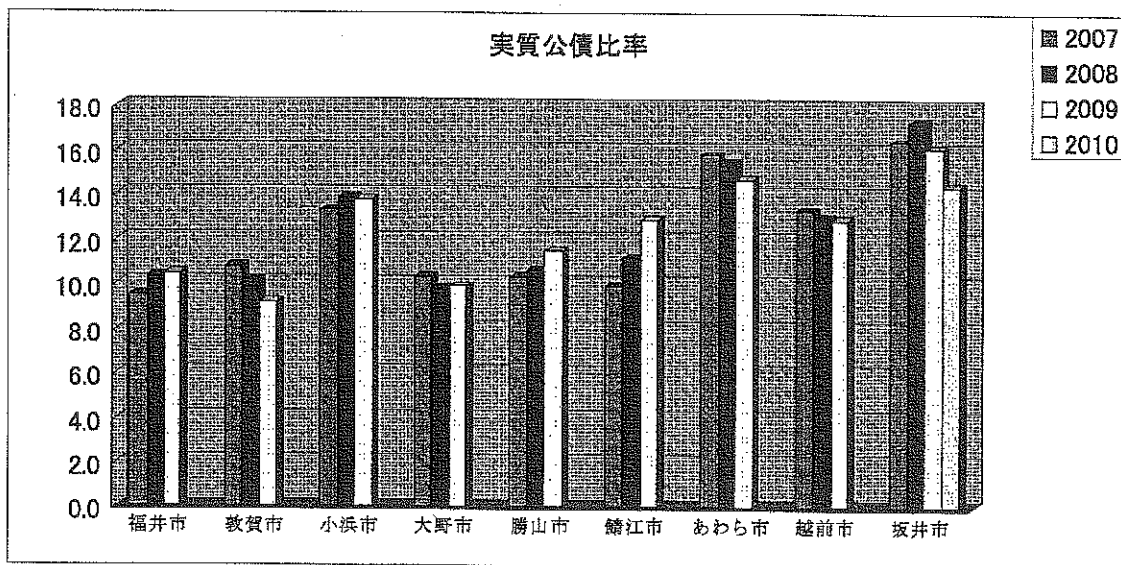
6. 職員一人当たり人口



7. 経常収支比率



8. 実質公債比率



第二次坂井市行政改革大綱実施計画

取組みの状況

坂井市第2次行政改革 取組状況

実施期間：平成24年4月～平成29年3月

第2次行政改革大綱における「質の高いサービスの提供」「協働のまちづくり」「最適な行政運営の推進」「持続可能な財政運営」の4つの基本項目を基に、平成24年度に5年間に期間とする実施計画を策定し、取り組みを始めてから3年が経過しました。この間、市民満足度の向上、効率的で効果的な行政経営を推し進めるため、職員が意識を共有し、119項目の実施計画に取り組んできました。その結果、平成26年度において新たに13項目が達成となり、約5億2千万円の財政効果がありません。3年間の成果及び進捗状況は下記のとおりです。

今後も、人口減少社会の到来や老朽化する施設の維持管理経費、社会情勢や価値観の変化に伴う市民ニーズの多様化・高度化などにより、厳しい財政運営が続くことが予想されています。この厳しい状況を乗り越え、市民との協働による健康で笑顔あふれる住みよいまちを目指すため、行政改革の実施期間である平成28年度末までの目標達成に向け、着実に改革を実行していきます。

平成26年度までの財政効果(達成済、取組中項目による)

H24年度	①221百万円	②17百万円	年度計 238百万円
H25年度	③298百万円	④143百万円	年度計 441百万円
H26年度	⑤394百万円	⑥127百万円	年度計 521百万円

①+③+⑤経費削減
913百万円

②+④+⑥収益増
287百万円

合計 12億円

平成27年8月末現在の進捗状況

(平成27年度において既に達成済の項目を含んでいます。)

基本項目	重点項目	項目数	達成済	取組中	検討中
質の高いサービスの提供	市民満足度の向上	35	11(2)	23	1
	職員の意識改革と活性化	3	0	3	0
協働のまちづくり	市民協働・参画の推進	8	2	6	0
	民間活力の導入	5	4	1	0
最適な行政運営の推進	効率的な組織体制の確立	41	11(1)	21	9
	職員の適正な配置	3	1(1)	2	0
持続可能な財政運営	歳入の合理化	6	2(1)	3	1
	歳入の確保	18	3(1)	15	0
合計		119	34(6)	74	11

【達成済】目標を達成した項目

(うち、H27年度達成済項目)

【取組中】具体的な取組を実施中の項目

【検討中】構想・調整段階の項目

第二次坂井市行政改革大綱 実施計画体系

基本項目	重点項目	実施項目	NO	実施計画		担当課		
				状況	H27.8現在			
1 質の高いサービスの提供	(1) 市民満足度の向上	1 安全安心なまちづくりの推進	1	統一的防災行政無線システムの整備	取組中	安全対策課		
			2	防災訓練を通じた安全なまちづくり	取組中	安全対策課		
			3	LED防犯灯の普及	達成済	H26	安全対策課	
			4	自主防災組織の結成支援	取組中		安全対策課	
			5	交通事故のない道路環境づくり	取組中		建設課	
			6	緊急時用連絡管整備	取組中		整備課	
			7	鳴鹿地区配水池整備	達成済	H27	整備課	
			8	業務継続計画の策定	取組中		安全対策課	
			9	2 事務委譲の円滑な移行	県の事務移譲の積極的受け入れ	取組中	総務課	
			10	3 事務事業の継続した見直し	地方分権改革による自主、自立性の推進	取組中	総務課	
			11		事務事業の継続した見直しと2次評価の実施	達成済	H25	行政経営課
			12		坂井市水道事業基本計画(改定)策定	達成済	H25	整備課
			13		配水管布設管(石綿管布設替)	取組中		整備課
			14		病児デイケア施設の三国地区への導入	取組中		子育て支援課
			15		坂井市総合計画(後期基本計画期間)に基づく施策評価システムの構築	取組中		企画情報課
			16		坂井市全体の博物館として、みくに龍翔館の整備	取組中		文化課
			17		ONOMOリアルの運営改善	取組中		文化課
			18		総合文化祭開催に向けた協議	検討中		文化課
			19		特色ある図書館運営	取組中	H26	文化課
			20		公共施設インターネット予約の普及	達成済		丸岡図書館
			21		地域振興基金の有効活用	取組中		企画情報課
			22		放課後児童クラブの預かり体制見直し	取組中		まちづくり推進課
			23		がん個別検診の実施	取組中		子育て支援課
			24		公園長寿命化計画の策定	達成済	H25	三國病院事務局
			25		市営住宅の管理運営の見直し	取組中		都市計画課
			26		証明書等発行サービスの充実	取組中		都市計画課
			27		保育所保育、幼稚園教育の一体化の推進(計画策定)	取組中	H25	市民生活課
			28		公金の安全性確保と効率的運用の推進	達成済	H26	子育て支援課
			29		坂井市敬老会の実施方法の見直し	達成済	H26	会計課
			30	4 情報公開の推進	情報公開制度の充実について	達成済		高齢福祉課
			31		市民への情報提供(行政チャネル)	取組中	H26	総務課
			32		市民への情報提供(ホームページ)	達成済		秘書広報課
			33		「議会基本条例」による開かれた議会の実施	取組中	H27	秘書広報課
			34	5 市民ニーズの把握	市民の声の把握	取組中		議会事務局
			35		第2次総合計画策定に係る市民アンケートの実施	取組中		秘書広報課
			36	(2) 職員の意識改革と活性化	6 職員の市民活動への参加	取組中		企画情報課
			37		7 職員の意識改革	取組中		まちづくり推進課
			38		8 人事評価制度の構築	取組中		職員課
					職員課			

第二次坂井市行政改革大綱 実施計画体系

基本項目	重点項目	実施項目	NO	実施計画		担当課	
				状況	H27.8現在		
2 協働のまちづくり	(1) 市民協働・参画の推進	9 公民館を拠点としたまちづくりの推進	39-1	まちづくり協議会による自主的な公民館運営	取組中	まちづくり推進課	
			39-2	まちづくり協議会による自主的な公民館運営		生涯学習スポーツ課	
			40-1	香江南公民館、香江女性の家、香江児童館の一体的運営	取組中	まちづくり推進課	
			40-2	香江南公民館、香江女性の家、香江児童館の一体的運営		子育て支援課	
		10 市民との協働によるまちづくり		41	三国キングダムホール運営見直し	取組中	教育総務課
				42	地区集会施設の地元移譲	取組中	生涯学習スポーツ課
				43	坂井市観光連盟の組織強化	達成済	観光産業課
				44	丸岡古城まつりの見直し	達成済	丸岡地域振興課
				45	まちづくり協議会に気軽に参加出来る環境づくりと次世代人材の育成	取組中	まちづくり推進課
				46	協働のまちづくり事業交付金の見直し	取組中	まちづくり推進課
	(2) 民間活力の導入		12 業務委託の推進	47	上下水道事業包括的民間委託	達成済	総務経理課
			13 指定管理者制度の充実	48	指定管理者のモニタリングによる評価とサービスの向上	取組中	行政経営課
			14 外郭団体の見直し	49	財団法人農業公社の再編の推進(出資法人の再編)	達成済	農林水産課
			50	(財)三国温泉観光公社の解散	達成済	観光産業課	
			51	土地開発公社の抜本的改革	達成済	企画情報課	

第二次坂井市行政改革大綱 実施計画体系

基本項目	重点項目	実施項目	NO	実施計画		担当課
				状況	H27.8現在	
3 最適な行政運営の推進	(1) 効率的な組織体制の確立	15 公共施設マネジメント白書による推進	52	「公共施設マネジメント白書」の進捗管理	取組中	行政経営課
			53	小中学校の耐震化等の推進	取組中	教育総務課
			54	幼稚園施設の耐震化等の推進	取組中	教育総務課
			55	教育施設の耐震化等施設整備の支援	取組中	教育総務課
			56-1	公民館・体育施設改修整備	取組中	生涯学習スポーツ課
			56-2	公民館・体育施設改修整備	取組中	まちづくり推進課
			57	安田幼稚園・今福幼稚園・鴨鹿幼稚園の施設改修	取組中	子育て支援課
			58	丸岡地区公民館分館の地元移譲	取組中	生涯学習スポーツ課
			59-1	臨海・新保体育館のまちづくり協議会での運営	取組中	生涯学習スポーツ課
			59-2	臨海・新保体育館のまちづくり協議会での運営	取組中	生涯学習スポーツ課
			60	丸岡B&G海洋センター・フィットネスセンターの民間移譲	検討中	生涯学習スポーツ課
			61	春江B&G海洋センタープールの休止	検討中	生涯学習スポーツ課
			62	三国運動公園屋内温水プールの民間移譲	検討中	生涯学習スポーツ課
			63	三国艦庫の地元協会への移譲	検討中	生涯学習スポーツ課
			64	体育施設の統廃合	検討中	生涯学習スポーツ課
			65	丸岡観光情報センターの民間への移譲	検討中	観光産業課
			66	三国温泉ゆあぼ〜との民間移譲	検討中	観光産業課
			67	春江中小企業センターのシルバークセンターへの移譲	検討中	観光産業課
			68	丸岡歴史民俗資料館の展示見直し	検討中	文化課
			69-1	三国漆町家館の民間移譲(旧岸名家・旧森田銀行との連携)	検討中	文化課
			69-2	三国漆町家館の民間移譲(旧岸名家・旧森田銀行との連携)	検討中	文化課
			70	丸岡総合福祉保健センター(温泉棟)民間移譲	検討中	観光産業課
			71	丸岡温泉たけくらべの民間移譲	検討中	観光産業課
			72	三国社会福祉センターの機能移転	検討中	観光産業課
			73	丸岡子育て支援センターの丸岡総合福祉センターへの機能移転	検討中	観光産業課
			74	老朽児童館の機能移転。(池上・今市・西瓜屋・坪江・長畑・長屋)	検討中	丸岡地域振興課
			75	春江幼稚園・春江東幼稚園の幼保園化	検討中	三国総合支所福祉課
			76	三国南幼稚園及び三国西幼稚園の幼保園化	検討中	三国総合支所福祉課
77	宿・安島保育所の幼保園化による雄島幼稚園の開園	検討中	子育て支援課			
78	加戸幼稚園・加戸保育所の統合・幼保園化	検討中	子育て支援課			
79	霞保育所の整備・幼保園化と平草幼稚園・長畝幼稚園の開園	検討中	子育て支援課			
80	春江西保育所の幼保園化と春江中保育所の改修による春江西幼稚園の開園	検討中	子育て支援課			
81	春江北保育所の幼保園化による大石幼稚園の開園	検討中	子育て支援課			
82	みくに未来保育所の幼保園化による三国北幼稚園の開園、子育て支援センターの移転	検討中	子育て支援課			
83	八ヶ幼稚園の民営化	検討中	子育て支援課			
84	民営三国ひかり保育園設置による三国南保育所・三国中央保育所及び新保保育所の閉所	検討中	子育て支援課			
85	磯部東幼稚園の民営化	検討中	子育て支援課			
86	坂井保育所・坂井乳児保育所の統合・改修	検討中	子育て支援課			
87	春江南保育所・春江保育所の統合民営化	検討中	子育て支援課			
88	一元的な公共施設管理台帳の整備	検討中	子育て支援課			

第二次坂井市行政改革大綱 実施計画体系

基本項目	重点項目	実施項目	NO.	実施計画		担当課					
				状況	H27.3現在						
3 最適な行政運営の推進	(1) 効率的な組織体制の確立	16 本庁・支所の組織体制の見直し	89	保育業務の本庁への一本化	達成済	H24	子育て支援課				
			90	地域包括支援センターの一元化	達成済	H24	高齢福祉課				
			91	効果的な組織体制の見直し	取組中			総務課			
			92	地域自治区のあり方の検討	取組中			総務課			
			4 持続可能な財政運営	(2) 職員の適正な配置	17 業務量に応じた適正な職員の配置	93	保育所、幼稚園における保育士等の適正配置	取組中		子育て支援課	
						94	適材適所の人員配置	達成済	H27	職員課	
						95	定員の適正化	取組中			職員課
						96	補助金の合理化	取組中			行政経営課
						97	特別会計の自立	取組中			保険年金課
						98	22 独立採算による企業会計	検討中			総務経理課
						99	下水道使用料金の向上	取組中			総務経理課
						100	省エネルギ-対策による経費節減(教育施設)	達成済	H27		教育総務課
						101	省エネルギ-対策による経費節減(教育施設以外)	達成済	H26		監理課
						102	24 受益者負担金の適正化	取組中			行政経営課
103	保育料の見直し	取組中						子育て支援課			
104	地籍調査事業の実施による固定資産税の公平課税と増収	取組中						地籍調査室			
5 財政健全化の確保	(1) 歳入の確保	25 市税等徴収率の向上				105	市税等の徴収率の向上と滞納繰越総額の縮減	取組中		納税課	
						106	受益者負担金及び下水道使用料金等の滞納繰越総額の縮減	取組中		総務経理課	
			107	税外債権管理の推進	達成済	H27		税外債権管理室			
			108	市営住宅使用料金の収納強化(現年度分)	取組中			都市計画課			
			109	市営住宅使用料金の収納強化(過年度分)	取組中			都市計画課			
			110	市税等のクレジット収納・MPN収納等の検討	取組中			納税課			
			111	27 未活用財産の有効活用	取組中			監理課			
			112	未活用資産の積極的な売却	達成済	H26		監理課			
			113	春江総合支所の嶺北消防署を含めた再配置	達成済	H25		総務課			
			114	三國総合支所空きスペースの活用	取組中			監理課			
			115	28 寄附市民参画制度の活用	取組中			企画情報課			
			116	29 産業の活性化による自主財源の確保	取組中			観光産業課			
			117	30 財政指標の進捗管理	取組中			財政課			
			118	財政調整基金の確保	取組中			財政課			
119	起債残高及び実質公債費比率の進捗管理	取組中			財政課						